

訳者まえがき

本報告書の主な目的は、パレスチナを代表するイスラーム運動のハマース Hamās（正式名称：イスラーム抵抗運動 Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmiya）が2006年1月に実施された第2回パレスチナ立法評議会選挙において公表した『変革と改革のリスト立候補者の選挙綱領（al-Barnāmaj al-Intikhābī li-Murashshahī Qāima al-Taghyīr wa al-Iṣlāh 以下、「ハマース選挙綱領」と略する）を訳出し、そこに掲げられた政治理念について検討を行なうことである。

この立法評議会選挙では、初めて国政選挙に参加したハマースが、事前の予想を大きく上回って、議席の過半数を制する勝利を収めた。この結果、ファタハ Fataḥ（正式名称：パレスチナ解放運動 Ḥaraka al-Taḥrīr al-Waṭani al-Filasṭīni）に代わり、イスラーム運動のハマースが与党となり、さらには政権を担うこととなった。このハマースの勝利は世界中に大きな衝撃をもって受け止められ、これまでも様々な場で多くの研究・議論が行なわれている。本研究では、特にハマースの選挙綱領に着目した。その第一の理由は、しばしばハマース選挙綱領についての言及がされているものの、その全体像が明らかにされていないためである。第二の理由は、ハマースが選挙綱領というまとまった形で政治理念を明らかにすることが稀であり、現在のハマースの思想と活動を考える上で、資料的価値が高いと考えられるためである。本報告書では、ハマース選挙綱領の訳出を踏まえた上で、今回の立法評議会選挙をめぐるハマースの諸動向について概観し、ハマース選挙綱領に掲げられた政治理念について検討を行なう。

ハマース選挙綱領訳出にあたって本報告書で底本として用いたのは、ハマースの公式ウェブサイトともいえる「パレスチナ情報センター（al-Markaz al-Filasṭīni li-l-I'lām）」に掲載されたPDFファイルである。このファイルは、当該立法評議会選挙管理を主管する「パレスチナ中央選挙管理委員会（Lajna al-Intikhābāt al-Markazīya – Filasṭīn）」の公式ウェブサイトにおいても、ハマース選挙綱領の掲載先としてリンクされている。

ハマースおよび中央選挙管理委員会のウェブサイトに掲載されていることから、底本として用いたPDFファイルは信頼できるものであると考えられる。しかし、ファイル内のハマース綱領原文中に恐らくファイル作成

上の誤りと思われる箇所が発見された。「第6部：公的自由と国民の権利」が重複して記載されており、それぞれの内容が若干異なっている。筆者は両者を比較して、二つ目の「第6部」を訳出することが適当であると判断した。その理由は、一つ目の「第6部」の内容が、本文中の他の箇所と重複し、当該部の趣旨からやや外れていると考えられるためである。例を挙げると、第3項は言論関連の許認可への治安機関の介入禁止を唱えているが、その内容は第10部4項と重複している。また、第4項は対話の重要性および思想・表現の自由などに基づく情報政策の確立を唱えているが、その内容は第2部4項と第10部1項と重複している。それゆえ、筆者は2つ目の「第6部」のみの訳出を行い、本報告書に記載した。

本報告書において、綱領中のクルアーンの章句を訳出する際には、『日亜対訳・注解 聖クルアーン』（宗教法人日本ムスリム協会）を用いた。ブハーリー『ハディース集』の訳出に際しては、牧野信也訳『ハディース—イスラーム伝承集成』（中公文庫）を用いた。アラビア語転写法については、『岩波イスラーム辞典』（岩波書店）に従った。また、アフラーム政治戦略研究所（在カイロ）のアフマド・カンディール氏からは、訳出作業に際して貴重な助言と教示といただいた。この場を借りて、深く感謝申し上げたい。

なお、翻訳文中の「 」は原文中にある「 」を示すために、（ ）は原文中の（ ）もしくは原語を示すために用いた。〔 〕は原文にない補足語・説明文を追加した箇所を示すために用いた。